

認可地縁団体設立の手引き



中野市
くらしと文化部 市民協働推進室
(令和3年11月26日改定)

目 次

I. 認可地縁団体とは	・ ・ ・ 1
1 区・自治会等の法人化とは	・ ・ ・ 1
2 区（地縁による団体）に法人格が与えられることになった背景	・ ・ ・ 1
3 申請できる団体	・ ・ ・ 1
4 法人格を取得するための認可の要件	・ ・ ・ 2
II. 認可申請手続き	・ ・ ・ 3
1 地縁団体の認可までの手続きの流れ	・ ・ ・ 3
2 地縁団体の認可申請	・ ・ ・ 4
3 認可申請にあたっての注意点	・ ・ ・ 4
4 認可・告示	・ ・ ・ 4
III. 認可後の地縁団体について	・ ・ ・ 5
1 団体名義で不動産等の登記ができます	・ ・ ・ 5
2 認可地縁団体の印鑑登録	・ ・ ・ 5
3 規約の変更	・ ・ ・ 6
4 告示事項の変更	・ ・ ・ 6
5 税金	・ ・ ・ 6
6 認可の取消し	・ ・ ・ 7
7 その他の留意事項	・ ・ ・ 7
IV. 認可地縁団体の性格	・ ・ ・ 7
V. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	・ ・ ・ 8
1 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは	・ ・ ・ 8
2 特例の対象となる要件	・ ・ ・ 8
3 申請の流れ	・ ・ ・ 9
4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料	・ ・ ・ 10
5 その他	・ ・ ・ 11
VI. Q&A	・ ・ ・ 12
VII. 参考例・様式集	・ ・ ・ 13
※ 13ページは、参考例・様式集の目次となっています	
VIII. 参考法令	・ ・ ・ 33
1 地方自治法（地方自治法施行令及び地方自治法施行規則を含む）	・ ・ ・ 33
2 中野市認可地縁団体印鑑条例	・ ・ ・ 46

I. 認可地縁団体とは

1 区・自治会等の法人化とは

いわゆる区・自治会等（以下「区」といいます。）は、地方自治法上「地縁による団体」とよばれ、市長の認可を受けることにより、法人格を取得し、法律上の権利義務の主体となることができるとともに、その団体名義で不動産登記を行うことができる制度です。

地方自治法第260条の2第1項

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 区（地縁による団体）に法人格が与えられることになった背景

本来、「人格のない」区が土地や建物を管理していても、区の名義では登記ができなかったため、役員の名義で登記したり、何名かの共有名義で登記したりしていました。しかし、このような登記では、登記名義人の死亡による相続などの問題を生じることとなります。

こうした問題に対処するために、平成3年の地方自治法の改正で、区（地縁による団体）が一定の手続の下に法人格を取得できるようになりました。

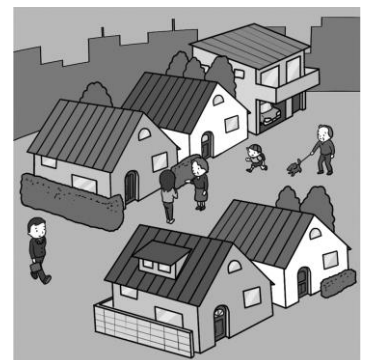
また、従来の法人格付与の目的は、区等が不動産を区等の名義で保有し登記ができるようにすることでしたが、令和3年5月の地方自治法の改正により、**「不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることができる」**ようになりました（令和3年11月26日施行）。

3 申請できる団体

地方自治法第260条の2において法人格付与の対象となるのは、「地縁による団体」となります。

「地縁による団体」とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。

したがって、区、自治会等のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。



【「地縁による団体」とはならない団体】

- 構成員となるためには区域に住所を有することの他に性別や年齢などの条件が必要な団体 … 青年団、婦人会 など
- 活動の目的が限定的に特定されている団体… スポーツ少年団、伝統芸能保存会 など

4 法人格を取得するための認可の要件（4つ）

(1) 目的

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っているものと認められること。

具体的には、次のような活動をいいます。

- ① 住民相互の連絡（回覧板の回付等）
- ② 環境の整備（美化・清掃）
- ③ 集会施設の維持管理
- ④ 社会福祉活動、レクリエーション活動、スポーツ大会等

(2) 区域

その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
(境界は「家」を単位として引かれるものではありません。ただし、道路や小河川等により区域を画することは可能です。また、流動的であってはなりません。)

(3) 構成員

その区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

「すべての個人」とは、年齢・性別を問わないものです。
「相当数」の基準は過半数で足りるものとされています。

(4) 規約

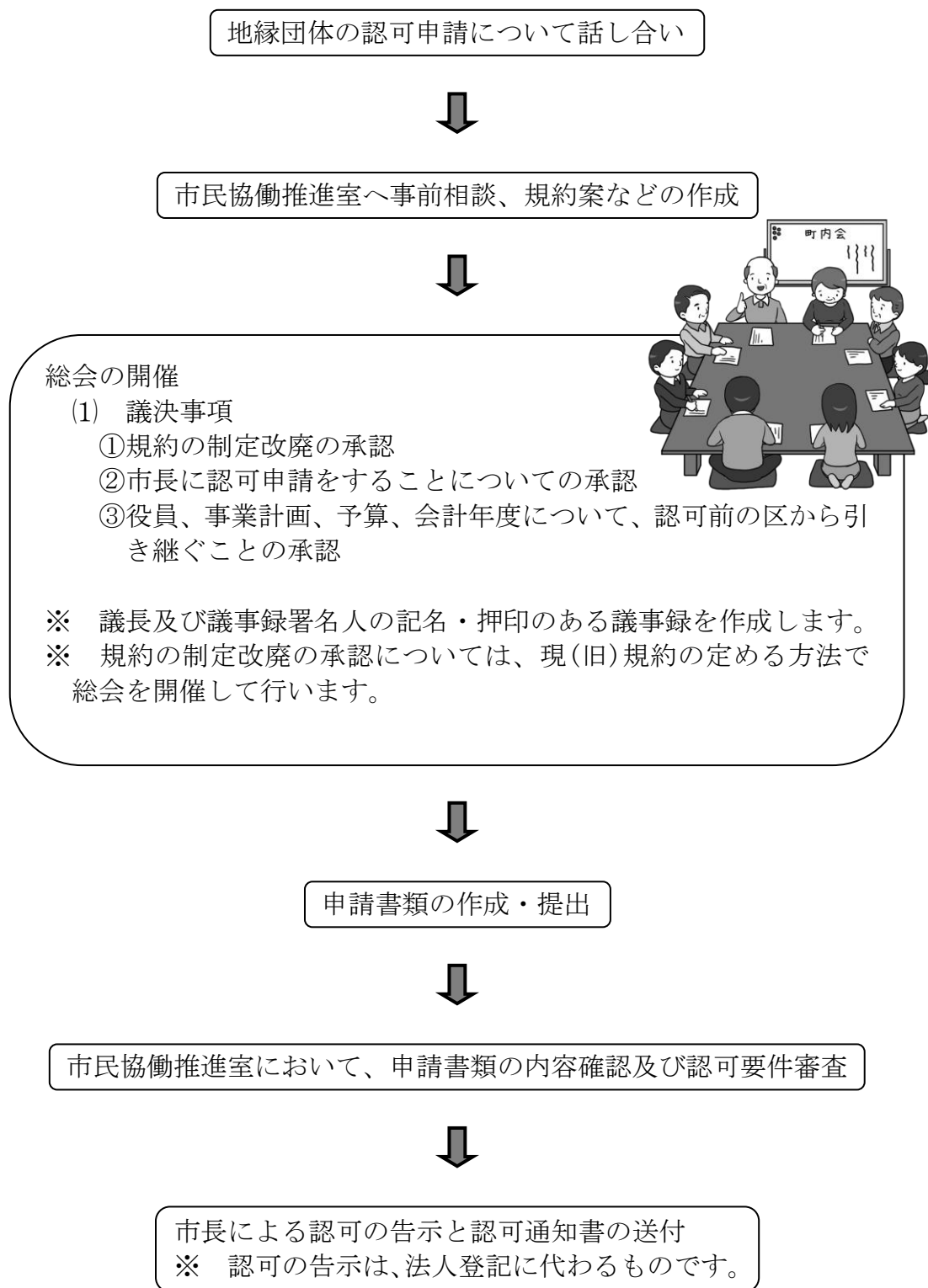
規約を定めていること。

次に掲げる事項が定められていなければなりません。
それ以外の事項が記載されていても構いません。
規約の名称は、「規約」「会則」「規程」等、特に制限はありません。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 区域
- ④ 事務所の所在地
- ⑤ 構成員の資格に関する事項
- ⑥ 代表者に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ 資産に関する事項

Ⅱ. 認可申請手続き

1 地縁団体の認可までの手続きの流れ



※手続き等の詳細については、4ページ以降を参照してください。

2 地縁団体の認可申請

認可申請は、当該地縁団体の代表者が、市長に対して次の書類をすべて付して申請することとなります。

(1) 認可申請書

※ 次の(2)から(8)の書類をすべて添付してください。

(2) 規約（14ページの「規約の参考例」を参照）

(3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

（21ページの「議事録の参考例」を参照）

※ 総会議事録の写しに、議長及び議事録署名人の記名・押印のあるもの

(4) 構成員名簿（定められた様式はありません。）

※ 構成員全員の住所・氏名を記載してください。（未成年者も含む）

※ 区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数（過半数）の者が構成員となっていることが必要です。

(5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

※ 当該団体の前年度の事業活動報告として総会に提出した報告書等

(6) 申請者が代表者であることを証する書類

① 区長の選出が議決された総会の議事録の写し

（議長及び議事録署名人の記名・押印のあるもの）

② 申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書（本人の記名・押印）

(7) 区域を示す地図（指定の地図はありません。）

※ 地図の種類は問いませんが、1枚で区域全体が示されるものが望ましい。

(8) 隣接区長の確認書

※ 隣接区長と「区域を示す地図」により区域を確認し、必ず、「隣接区長の確認書」を添付してください。

3 認可申請にあたっての注意点

(1) 認可申請をするにあたり、必ず、総会を開催し、必要事項の審議をしてください。

(2) 規約については、認可要件を満たす内容に改正してください。

また、規約改正案については、総会開催前に、市民協働推進室にご相談ください。

4 認可・告示

区等から認可申請書類が提出され、認可要件について審査し、認可・告示を行います。

Ⅲ. 認可後の地縁団体について

1 団体名義で不動産等の登記ができます

法務局で土地、建物の名義を団体名義で登記することができます。

その手続きの際の添付書類として、中野市が作成する「地縁団体台帳」の写しが必要となります。

この書類が法人格取得の証明となるため、市民協働推進室へ証明書交付請求の申請をし、交付を受けてください。

【申請に必要なもの】

- ① 地縁団体に係る告示事項証明書交付請求書
- ② 交付手数料 1 部 300円
(中野市手数料条例平成17年 4 月 1 日条例第89号)

※ 登記申請についての窓口は、長野地方法務局飯山支局（☎0269-62-2302）となりますので、詳しくは同局へお問い合わせください。

2 認可地縁団体の印鑑登録

不動産登記等に必要な地縁による団体の代表者等の印鑑登録及び証明請求の申請ができます。

手続きについては、市民協働推進室で受け付けます。

【登録申請に必要なもの】

- ① 中野市認可地縁団体印鑑登録申請書
- ② 認可地縁団体印鑑 1 個（1 団体で 1 個の登録に限られています。）
なお、次の印鑑は、認可地縁団体印鑑として登録できません。
 - ・ ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
 - ・ 印影の大きさが一辺の長さ 8 ミリメートルの正方形に収まるもの
又は、一辺の長さ 25 ミリメートルの正方形に収まらないもの
 - ・ 印影を鮮明に表しにくいもの
 - ・ その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの
- ③ 代表者等の中野市に印鑑登録された印鑑

※ 印鑑登録証明書 1 通（市民課で交付（1 通 300円））

【印鑑登録証明に必要なもの】※印鑑登録後

- ① 中野市認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
- ② 認可地縁団体印鑑（登録した印鑑）
- ③ 交付手数料 1 部 300円
(中野市手数料条例平成17年 4 月 1 日条例第89号)

3 規約の変更

規約を変更する場合、代表者は市長の認可を受ける必要があります。

【申請に必要なもの】

- ① 規約変更認可申請書
- ② 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ③ 規約変更を総会で議決したことを証する書類
(議長及び議事録署名人の記名・押印した総会議事録の写しなど)

4 告示事項の変更

認可時の告示事項に変更が生じた場合は、代表者は市長に対して届出が必要です。
この届出をもとに市長は、変更の告示を行います。

【告示事項】

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ⑦ 代理人の有無
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日

【申請に必要なもの】

- ① 告示事項変更届出書
- ② 告示された事項に変更があった旨を証する書類
(議長及び議事録署名人の記名・押印した総会議事録の写しなど)
- ③ 地縁による団体の代表者の承諾書 (代表者の変更があった場合)

5 税金

【法人税、県民税及び市民税の取扱いについて】

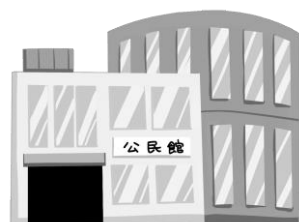
- ・ 区所有の土地や建物を第三者に賃貸するなど収益がある場合は、当該収益事業に対して法人税が課されます。
- ・ 法人県民税及び法人市民税の減免申請をしてください。なお、収益事業を行っている区に対しては、減免できません。

※ 法人税、県民税及び市民税については、次の機関へお問い合わせください。

法人税：信濃中野税務署 (☎0269-22-3151)

県民税：総合県税事務所北信事務所 (☎0269-23-0204)

市民税：中野市役所税務課 (☎0269-22-2111)



6 認可の取消し

認可を受けた区が、認可要件の一つでも欠けることとなった場合、又は不正な手段により認可を受けた事が判明したときは、市長はその認可を取り消すことになります。

(例)

- ・ 認可を受けた団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ・ 団体が相当の期間活動していないとき
- ・ 正当な理由なく会員の加入、脱退を認めないとき
- ・ 構成員の大半が脱退し、相当数の者で構成していると認められなくなったとき

7 その他の留意事項

- ・ 認可後の区であっても、市の行政権限を分担したり、市の下部組織とみなされたりするものではありません。
- ・ 飛地であっても、地域のまとまりとして歴史的実態があれば、認可の対象となります。
- ・ 構成員は個人であって、世帯でとらえることはできません。
- ・ 原則として、区的意思是総会で決定されるもので、役員会等で代替することはできません。(構成員の利害に影響のない軽易なものは、総会での同意を前提に役員に委任することは可能です。この場合には、規約にその旨を明記しておく必要があります。)

IV. 認可地縁団体の性格

- ・ 法律上、権利義務の主体となることができ、法人格を有します。
- ・ 認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりありません。法律上でも公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部ではありません。また認可地縁団体が行う活動については、市長は一般的監督権限を持ちません。
- ・ 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではいけません。
- ・ 民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的扱いをしてはいけません。地縁による団体の運営のあり方は、認可の前後によって変わるものではありません。
- ・ 特定政党のために利用してはいけません。

V. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

1 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは

平成3年の地方自治法の一部改正により、認可地縁団体は不動産の登記名義人になることができるようになりましたが、認可地縁団体が所有する不動産の登記名義人（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）が多数で相続登記がされていないなど、相続人の所在が分からない場合があり、不動産登記法に則った手続きをとることが難しく、認可地縁団体への所有権の移転登記に支障を来していることが判明しました。

この問題を解決するために、地方自治法の一部が改正（平成27年4月1日施行）され、「認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例」が創設されました。

一定の条件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、認可地縁団体が市へ公告申請し、市は「公告した結果異議申出がなかった」ことを証する書面を交付することで、特例により不動産の移転登記が可能になりました。

2 特例の対象となる要件

次に掲げる4つの要件をすべて満たし、かつこれらを疎明するに足る資料がある場合に特例の対象となります。

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること
- (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
- (4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

※ なお、実際に申請する際は、所在が判明している登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）から、特例制度の申請を行うことについて、事前に同意を得ておくことが望ましいです。

3 申請の流れ

事前準備

- ・ 書類の作成等を市民協働推進室と相談
- ・ 地縁団体名義にする不動産の所有者の把握、所在が判明している登記関係者から地縁団体名義への変更（特例適用申請）の同意取得等



総会の開催

- ・ 規約に従い、総会を開催
- ・ 市長に特例制度の申請をすることについて議決



申請

【提出書類】

- ① 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
- ② 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- ③ 特例制度の申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- ④ 申請者が代表者であることを証する書類
- ⑤ 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料



審査

- ・ 申請の要件、提出書類の内容等を市で審査



公告

- ・ 要件を満たしている場合、下記の事項について市が3カ月以上の公告を実施

【告示事項】

- ① 地方自治法第260条の38第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- ② 申請書様式に記載された申請不動産に関する事項
- ③ 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者である旨
- ④ 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項



情報提供（証明書の交付）

- ・ 異議がなかった場合、登記関係者の同意があったとみなし、市は申請認可地縁団体に対し、異議がなかったことを証する情報を提供
- ・ 異議があった場合、異議を申述した者に係る資格要件の確認を行い、資格が認められれば、特例手続きは中止となり、市は申請認可地縁団体に対し、異議があった旨の通知を送付



登記

- ・ 申請認可地縁団体は、情報提供の書面を含む必要書類を持参し、法務局で登記

4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること
 - ① 申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等
 - ② ①のほか
 - ・ 公共料金の支払領収証
 - ・ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
 - ・ 旧土地台帳の写し
 - ・ 固定資産税の納税証明書
 - ・ 固定資産課税台帳の記載事項証明書 等
 - ③ ②の資料が入手困難な場合、入手困難な理由書を提出するほか
 - ・ 認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面
 - ・ 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等
- (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
 - ① 下記の書類
 - ・ 認可地縁団体の構成員名簿
 - ・ 市区町村が保有する地縁団体台帳
 - ・ 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合） 等
 - ② ①の資料が入手困難な場合には、入手困難な理由書を提出するほか
 - ・ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面 等
- (4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと
 - ・ 登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面（不在住証明書）
 - ・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
 - ・ 申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

※ なお、全部又は一部の所在が知れないこととは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足る資料を添付できれば当該要件を満たすこととなります。

この場合において、認可地縁団体が当該事項を疎明するに当たっては、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいです。

5 その他

この特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみの申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

Ⅵ. Q&A

Q 1 : 老人会、婦人会、スポーツ同好会などは地縁団体として認可できますか？

A : 構成員となるための要件として「一定の区域に住所を有すること」以外の要件（年齢、特定の活動等）が必要とされているので、原則として認可できません。

Q 2 : 不動産を保有する予定のない団体は認可されますか？

A : 従来は不動産等を全く保有する予定のない団体に対しては認可できませんでしたが、令和3年5月の地方自治法の改正により、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることができるようになりました（令和3年11月26日施行）。

Q 3 : 区の区域の客観性とは？

A : 区域が不明確もしくは流動的であってはなりません。

この区域は、字や地番で表示するほか、道路や河川等により区域を画することも出来ます。

ただし、市内のすべての住民が認識できる区域であることが必要です。

Q 4 : 構成員となっている者の「相当数」の判断は？

A : 区の区域内に住所を有する者の「相当数」が区民になっていることが認可要件となっていますが、この「相当数」は一般的に過半数で足りるとされています。

しかし、本市内の状況を勘案すると、より多くの加入が望まれます。

Q 5 : 地区区長会は認可できますか？

A : 不動産を保有しているか、構成員を個人でとらえているか等から判断すると、現状の各地区区長会は地縁団体として認可できません。

Q 6 : 構成員名簿に記載する構成員（区民）とは？

A : 構成員名簿には、世帯主だけでなく、構成員全員を記載する必要があります。これは、地方自治法が構成員を個人でとらえることとしているためです。

なお、総会の表決権については、原則として構成員一人ひとり平等ですが、例外として世帯単位で平等なものとして規約に定めることは可能です。

また、法人・団体は構成員になることはできません。

ただし、賛助団体として参画することは可能です。

Q 7 : 認可を受けた区は、政治活動はできますか？

A : 認可を受けた区は、特定の政党のために利用することはできません。（個々の区民が特定の政党や政治家を支援することはもちろん、区としてその目的の範囲内において、政治家個人を支援することは差し支えないとされています。）

VII. 参考例・様式集

(1) 規約の参考例	・ ・ ・ 14
(2) 認可申請書	・ ・ ・ 20
(3) 議事録の参考例	・ ・ ・ 21
(4) 財産目録（例）	・ ・ ・ 22
(5) 承諾書（代表者となることを受諾した旨の承諾書）	・ ・ ・ 23
(6) 確認書（区域に係る隣接区長の確認書）	・ ・ ・ 24
(7) 地縁団体に係る告示事項証明書交付請求書	・ ・ ・ 25
(8) 中野市認可地縁団体印鑑登録申請書	・ ・ ・ 26
(9) 中野市認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	・ ・ ・ 27
(10) 規約変更認可申請書	・ ・ ・ 28
(11) 告示事項変更届出書	・ ・ ・ 29
(12) 地縁による団体の代表者の承諾書（告示事項変更届出書の添付書類）	・ ・ ・ 30
(13) 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	・ ・ ・ 31
(14) 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書	・ ・ ・ 32

【規約の参考例】

〇〇〇区規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本区は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 体育大会等レクリエーション活動
- (5) 地方公共団体に委任された事業等の実施
- (6) その他自治活動に必要と認められる事項

(名称)

第2条 本区は、〇〇区（以下「区」という。）と称する。

(区域)

第3条 区の区域は、中野市大字〇〇〇△△番地から△△番地までの区域とする。

(主たる事務所)

第4条 区の主たる事務所は、長野県中野市大字〇〇〇△△番地に置く。

第2章 区民

(区民)

第5条 区の区民は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(区費)

第6条 区民は、総会において別に定める区費を納入しなければならない。

(加入)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で区に加入しようとする者は、役員会に定める加入申込書を区長に提出しなければならない。ただし、口頭をもってこれに代えることができる。

2 区は、前項の加入申込があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(脱退等)

第8条 区民が次の各号のいずれかに該当する場合には脱退したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人から役員会に定める脱退届が区長に提出された場合

規約の名称については、特に制限はありません。

1. できるだけ具体的に、(1)～(6)は参考としてください

2. 現状の「〇〇区」とするのが理想的です。

3. 「別図に定める区域とする」として、地図を添付してもよいです。なお、区域は相当期間にわたって存続している現況によることとされていますので、流動的であったり、1軒1軒を単位として画したりすべきではありません。

4. 公会堂等集会施設とするのが理想的です。

6. 規約に金額を定めない方がよいでしょう。

2 区民が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 区に、次の役員を置く。

- (1) 区長 1人
- (2) 副区長 △人
- (3) 会計 △人
- (4) 書記 △人
- (5) …… △人
- (6) 監事 △人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、区民の中から選任する。

2 監事と区長、副区長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 区長は、区を代表し、区務を総括する。

2 副区長は、区長を補佐し、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、区長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、区の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 書記は、区務を記録する。

5 ……は、……する。

6 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 区の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 区長、副区長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

9. その他の役員を置く場合は、明記すべきです。

10. その他の役員を置く場合は、その職務を明らかにしておくことが適当です。また、監事は他の役員と兼職させないことが適当です。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 区の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、区民をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、区の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後△カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 区長が必要と認めたとき。
- (2) 総区民の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第6項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は区長が招集する。

2 区長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から△日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した区民の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、区民の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した区民の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(区民の表決権)

第21条 区民は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、区民の表決権は、区民の所属する世帯の区民数分の1とする。

- (1) 役員の選任
- (2) 事業計画の決定

15. 規約の改正、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定、決算の承認は、総会で議決すべきものです。それ以外は、規約に定めて役員会に委任できます。

16. 3カ月より短いこと

17. 総会の通知は、5日前までにはしなければなりません。

21. 原則として、区民はそれぞれ1箇の表決権を有します。ただし、従来から世帯で1票として運営されてきたことを勘案して、第2項のような規定を設けることも可能です。この場合にも、規約の変更等については、同項の適用は認められません。また、世帯内の区民の表決権を剥奪することは認められません。したがって、世帯で誰か1人に表決権を委任し表決権を集中させることとなります。

- (3) 事業報告の承認
- (4) 予算の決定
- (5) 決算の承認
- (6) その他役員会において軽易と認められる事項の承認等
(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない区民は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の区民を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その区民は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 区民の現在数及び出席者数（書面表決者数及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名・押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない区務の執行に関する事項
(役員会の招集等)

第26条 役員会は、区長が必要と認めるとき招集する。

2 区長は、役員の数分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から△日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも△日前までに通知しなければならない。

22. 電磁的方法に該当し得るものとしては、電子メールによる送信、ウェブサイトやアプリケーションを利用した表決等があります。

23. 会議の成立と有効に議決されたことの証明となる議事録を作成しなければなりません。

24. 監事は役員会に参画しないこととするのが適当です。(出席は可能)

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、区長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「区民」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 区の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 区費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 区の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 区の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において△分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 区の経費は、資産を持って支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 区の事業計画及び予算は、区長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 区の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 区の会計年度は、毎年△月△日に始まり、△月△日に終わる。

29. 財産目録は、毎年作成しなければなりません。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総区民の4分の3以上の議決を得、かつ、中野市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 区は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総区民の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 区の解散のときに有する残余財産は、総会において総区民の△分の△以上の議決を得て、区と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 区の事務所には、規約、区民名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、△年△月△日から施行する。

(事業計画及び予算に関する規定の適用)

2 この規約による初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、総会の定めるところによる。

(会計年度に関する規定の適用)

3 この規約による初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

39. これらの書類等は必ず作成しておかなければなりません。

1. 施行日は、設立総会の日から認可の日の間とします。

2. この規約の施行前の区から事業計画及び予算は引き継ぐと思われるので、総会において、その旨の確認をしておく必要があります。

3. 会計年度についても、2と同様です。

令和 年 月 日

中野市長 様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため
認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていること
を記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 区の範囲を示す地図及び隣接区長の確認書

【議事録の参考例】

〇〇区総会議事録（例）

1 日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後〇時から

2 場所 〇〇〇

3 総会の成立

出席者数〇〇人、委任状〇〇人、計〇〇〇人の出席により成立

4 議長（1名）及び議事録署名人（〇人）の選任

議長〇〇〇〇

議事録署名人〇〇〇〇、〇〇〇〇

5 議事

議案第1号 〇〇区規約の制定について（別添(案)のとおり）

区長 ………

〇〇 ………

賛成過半数により可決

議案第2号 認可申請について

区長 〇〇〇の土地を、区の名義で保有し登記ができるようにするため、地方自治法第260条の2の規定による申請を中野市長に対して行いたいので、よろしくお願いしたい。

〇〇 ………

賛成過半数により可決

議案第3号 役員、事業計画、予算、会計年度について

区長 新規約による役員、事業計画、予算、会計年度については、それぞれ規約成立前のものを引き継いでいきたいので、よろしくお願いしたい。

〇〇 ………

賛成過半数により可決

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議長	（本人の記名）	印
議事録署名人	（本人の記名）	印
議事録署名人	（本人の記名）	印

財 産 目 録（例）

令和 年 月 日

区 分	所在数量等	金額(評価額)	備 考
(資産の部) I 流動資産 1 現金預金 (1)現金 現金手許有高 (2)当座預金 〇〇銀行〇〇支店 (3)普通預金 〇〇銀行〇〇支店 2 未収区費 〇〇年度区費 〇名 II 固定資産 1 土地 2 建物 3 構築物 4 車両運搬具 5 計器備品、応接セット 6 電話加入権 7 有価証券 〇分利国債			
資 産 合 計		A	
(負債の部) I 流動負債 預り金 II 固定負債 長期借入金 〇〇銀行〇〇支店			
負 債 合 計		B	
差引正味財産（A－B）			

- (注) 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。
 2 備考の欄には、寄附者その他を記入すること。

承 諾 書

私は、令和 年 月 日開催の 区総会の議決に従い、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項の規定による
認可を申請する地縁による団体の代表者となることを承諾いたします。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

確 認 書

区の区域は、別添図の区域（朱書の範囲）であることを確認しました。

ただし、必要が生じたときは、両区長がその都度協議するものとする。

令和 年 月 日

区長
様

_____区長

_____⑩

※ この区域は、当該区域内に居住する者が 区の区民
となることができる範囲を示すものであること。

地縁団体に係る告示事項証明書交付請求書

令和 年 月 日

中野市長 様

請求者 住所 _____

氏名 _____

地方自治法第260条の2第10項の規定による証明書を、下記により交付してください。

記

1 請求に係る団体

(1) 名称 _____

(2) 主たる事務所の所在地 _____

2 請求部数 _____

中野市認可地縁団体印鑑登録申請書

中野市長

様

令和 年 月 日

登 録 し よ う と す る 認 可 地 縁 団 体 印 鑑	認 可 地 縁 団 体 の 名 称				
	認 可 地 縁 団 体 の 主 た る 事 務 所 の 所 在 地				
	(資 格) 氏 名	(代 表 者) ⑩	生 年 月 日	年 月 日	
	住 所				

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者

☐ 本 人 住 所
☐ 代 理 人 氏 名

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 氏名の次には個人の実印を押印してください。
- 4 資格 () の欄には、代表者、職務代理者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載してください。

中野市認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

中野市長

様

令和 年 月 日

登 録 さ れ て い る 認 可 地 縁 団 体 印 鑑	認 可 地 縁 団 体 の 名 称			
	認 可 地 縁 団 体 の 主たる事務所の所在地			
	(資 格) 氏 名	(代 表 者)	生年月日	年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書		枚の交付を申請します。	
申請者	☐ 本 人	住 所	
	☐ 代理人	氏 名	

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格 () の欄には、代表者、職務代理人、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載してください。

令和 年 月 日

中野市長 様

地縁による団体の名称及び
主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

令和 年 月 日

中野市長 様

地縁による団体の名称及び
主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

地縁による団体の代表者の承諾書

地縁による団体の名称

地縁による団体の主たる事務所の所在地

上記の地縁による団体の代表者となることを承諾しました。

令和 年 月 日

住所

氏名

⑩

令和 年 月 日

中野市長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料

令和 年 月 日

中野市長 様

異議を述べる者の氏名及び住所
氏 名
住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の38第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称
(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住 所

- (3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
☐ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

（別添書類）

- ☐ 申請不動産の登記事項証明書
☐ 住民票の写し
☐ その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

（注）この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

Ⅷ. 参考法令

1 地方自治法（地方自治法施行令及び地方自治法施行規則を含む）

第260条の2

1 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が自治省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- (4) 規約を定めていること。

省令第18条

地方自治法第260条の2第2項に規定する申請は、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- (1) 規約
 - (2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
 - (3) 構成員の名簿
 - (4) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
 - (5) 申請者が代表者であることを証する書類
- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 構成員の資格に関する事項
- (6) 代表者に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) 資産に関する事項

4 第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

5 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認められるときは、第1項の認可をしなければならない。

6 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

7 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

9 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

- 10 市町村長は第1項の認可をしたときは、自治省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

省令第19条（森林組合法に関する部分を除く）

地方自治法第260条の2第10項に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- (1) 地方自治法第260条の2第1項の認可を行った場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 認可年月日
 - (2) 解散した場合（破産による場合を除く。）
 - イ 名称
 - ロ 区域
 - ハ 主たる事務所
 - ニ 清算人の氏名及び住所
 - ホ 解散事由
 - ヘ 解散年月日
 - (3) 清算終了の場合
 - イ 名称
 - ロ 区域
 - ハ 主たる事務所
 - ニ 清算人の氏名及び住所
 - ホ 清算終了年月日
 - (4) 破産による場合を除くほか、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があった場合
告示した事項のうち変更があった事項及びその内容
- 2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

- 11 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があったときは、自治省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

省令第20条

地方自治法第260条の2第11項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があった旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

- 12 何人も、市町村長に対し、自治省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

省令第21条

地方自治法第260条の2第12項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第19条に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があったときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

- 13 認可地縁団体は、第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもって第三者に対抗することができない。

- 14 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

- 15 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

第4条 一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第78条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

- 16 認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。（以下略）

- 17 認可地縁団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第3に掲げる法人とみなす。

第260条の3

- 1 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

省令第22条

地方自治法第260条の3第2項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第260条の4

1 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第260条の5

認可地縁団体には、1人の代表者を置かなければならない。

第260条の6

認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第260条の7

認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第260条の8

認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9

認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10

認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第260条の11

認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、1人又は数人の監事を置くことができる。

第260条の12

認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 財産の状況を監査すること。
- (2) 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第260条の13

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第260条の14

- 1 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

- 2 総構成員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の5分の1の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第260条の15

認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

第260条の16

認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

第260条の17

認可地縁団体の総会においては、第260条の15の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の18

1 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。

4 前3項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第260条の19

認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第260条の20

認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 規約で定めた解散事由の発生
- (2) 破産手続開始の決定
- (3) 認可の取消し
- (4) 総会の決議
- (5) 構成員が欠けたこと

第260条の21

認可地縁団体は、総構成員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の22

1 認可地縁団体がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第260条の23

解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第260条の24

認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第260条の25

前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第260条の26

重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第260条の27

1 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第260条の28

1 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から2箇月以内に、少なくとも3回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第1項の公告は、官報に掲載してする。

第260条の29

前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第260条の30

1 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第260条の31

1 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第260条の32

1 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権でいつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第260条の33

認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第260条の34

認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- (1) 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- (2) 解散及び清算の監督に関する事件
- (3) 清算人に関する事件

第260条の35

認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第260条の36

裁判所は、第260条の25の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあっては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第260条の37

裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあっては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第260条の38

- 1 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第10号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によって、10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。
 - (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
 - (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
 - (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
 - (4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

省令第22条の2の2

地方自治法第260条の38第1項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- (1) 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書
 - (2) 申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
 - (3) 申請者が代表者であることを証する書類
 - (4) 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料
- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

- 2 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行った認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、3月を下ってはならない。

省令第22条の3

地方自治法第260条の38第2項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 地方自治法第260条の38第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
 - (2) 前条第2項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項
 - (3) 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨
 - (4) 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項
- 2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。
- 3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

- 3 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかったときは、第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があったものとみなす。

- 4 市町村長は、前項の規定により第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第2項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったことを証する情報を第1項の規定により申請を行った認可地縁団体に提供するものとする。

省令第22条の4

地方自治法第260条の38第4項に規定する証する情報の提供は、前条第1項第2号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

- 2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

- 5 第2項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第1項の規定により申請を行った認可地縁団体に通知するものとする。

省令第22条の5

地方自治法第260条の38第5項に規定する通知は、第22条の3第2項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

- 2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

第260条の39

1 不動産登記法第74条第1項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第18条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第1項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

2 不動産登記法第60条の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第1項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第260条の40

次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）により、50万円以下の過料に処する。

- (1) 第260条の22第2項又は第260条の30第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- (2) 第260条の28第1項又は第260条の30第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

省令様式

申請書様式（第18条関係）

届出書様式（第20条関係）

台帳様式（第21条関係）

申請書様式（第22条、同条の2の2、同条の3、同条の4、同の5関係）

} 略

2 中野市認可地縁団体印鑑条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の規定による市長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し必要な事項を定め、もって地縁による団体の利便を増進するとともに、取引の安全に寄与することを目的とする。

(登録資格)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者及び次の各号に掲げる者が選任されているときには当該各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）とする。

- (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）第19条第1項第1号に規定する代表者の職務代行者
- (2) 法第260条の9に規定する仮代表者
- (3) 法第260条の10に規定する特別代理人
- (4) 法第260条の24及び第260条の25に規定する清算人

(登録申請)

第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を自ら持参し、登録の申請を書面で市長に対して行わなければならない。

- 2 前項の場合において、登録を申請する書面に押印すべき印鑑は、中野市印鑑条例（平成17年中野市条例第26号）の規定に基づき登録されている代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）とする。

(登録)

第4条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき施行規則第21条第2項の規定により作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、登録するものとする。

(登録印鑑)

第5条 登録できる認可地縁団体印鑑は、当該認可地縁団体につき1個に限るものとする。

- 2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。
 - (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
 - (2) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
 - (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
 - (4) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

(登録事項)

第6条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票を備え、印影のほか次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称

- (4) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 代表者等に係る第2条の規定による登録資格の区分
- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日
- (9) 代表者等の住所
- (10) その他市長が必要と認める事項

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)

第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、市長に対して認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、登録している認可地縁団体印鑑を押印した申請書により自ら申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影の照合を行い、当該申請が適正であることを確認したうえで、申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書)

第8条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑の登録を受けている者に係る認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明し、あわせて次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 認可地縁団体の名称
 - (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
 - (3) 代表者等に係る第2条の規定による登録資格の区分
 - (4) 代表者等の氏名
 - (5) 代表者等の生年月日
- 2 市長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を作成するに当たっては、特に印影の写しが鮮明になるような方法により複写するものとする。
 - 3 市長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合には、その末尾に認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載しなければならない。

(認可地縁団体印鑑登録の廃止申請)

第9条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、市長に対して当該印鑑の登録の廃止を申請しようとする場合には、登録している認可地縁団体印鑑を押印した申請書により自ら申請しなければならない。

- 2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑を亡失した場合には、前項の規定にかかわらず、直ちに個人印鑑を押印した申請書により市長に対して当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

(登録事項の修正)

第10条 市長は、法第260条の2第11項の規定による届出により、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に係る変更（認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。）が生じたときは、職権によりこれを修正するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録の抹消)

第11条 市長は、次に掲げる場合には、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとし、第3号及び第4号に係る登録の抹消については、当該認可地縁団体印鑑の登録を受けている者にその旨を通知するものとする。

- (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等の登録資格に変更が生じた場合

- (2) 法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散した場合
 - (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により認可地縁団体の代表者等に係る印鑑登録として適当でないと認められる場合
 - (4) その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知った場合
- 2 市長は、第9条の認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請があったときは、審査したうえ、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

(代理人による申請)

第12条 施行規則第19条第1項の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第4条中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第7条第1項及び第9条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えて適用するものとする。

(閲覧の禁止)

第13条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

(質問調査)

第14条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(保存期間)

第15条 認可地縁団体印鑑登録原票の除票その他の書類の保存期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 認可地縁団体印鑑登録原票の除票 5年
- (2) 認可地縁団体印鑑登録原票の除票を除く書類 2年

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の中野市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年中野市条例第25号）又は認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年豊田村条例第4号）に基づきなされた認可地縁団体印鑑の登録は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成20年9月19日条例第25号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

中野市 くらしと文化部 市民協働推進室

電 話：22 - 2111（内線455）
38 - 0090（直通）

FAX：22 - 5923

メール：kyodo@city.nakano.nagano.jp